

第 1 章

川越市観光振興計画の目的と位置づけ

第1章 川越市観光振興計画の目的と位置づけ

1-1. 計画策定の目的

平成18（2006）年に制定された観光立国推進基本法の意義を踏まえ、「いつか一度訪ねたい街・川越」「また訪ねたい街・川越」の実現を目指して、平成20（2008）年3月に川越市観光振興計画を策定しました。

計画策定後、NHK朝の連続テレビ小説「つばさ」の放映や市制施行90周年、鉄道5社による相互直通運転の開始、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の埼玉県内における全線開通など、本市の観光を取り巻く環境は、大きく変化しました。また、平成32（2020）年に東京オリンピックのゴルフ競技が市内にある霞ヶ関カンツリー倶楽部で開催される予定となっています。国は平成25（2013）年に訪日外国人旅行者1000万人を達成し、訪日外国人旅行者「2000万人時代」の早期実現に備えた受入環境整備を推進しており、本市もインバウンド^{（注1）}施策の推進が必要とされています。

さらに、人口減少、少子高齢化などの社会経済情勢の変化、他の観光地との競争の激化、観光ニーズの多様化などが進んでいる中で、東京オリンピックを契機としたインバウンド施策をさらに計画的に推進する必要性が生じてきました。そのため、平成28（2016）年度までの計画期間であった川越市観光振興計画を1年間前倒しし、インバウンド施策に重点的に取り組むとともに、本市における新たな地域資源の発掘と他地域との広域連携により、国内外にも認知され、市民が誇れる観光都市の実現を目指して、第二次川越市観光振興計画を策定することにしました。

1-2. 計画期間

本計画の計画期間は、10か年（平成28（2016）年度～平成37（2025）年度）とします。ただし、10年先を見据えた将来展望のもと、平成32（2020）年度までの5年間に重点的に推進する施策を位置づけます。

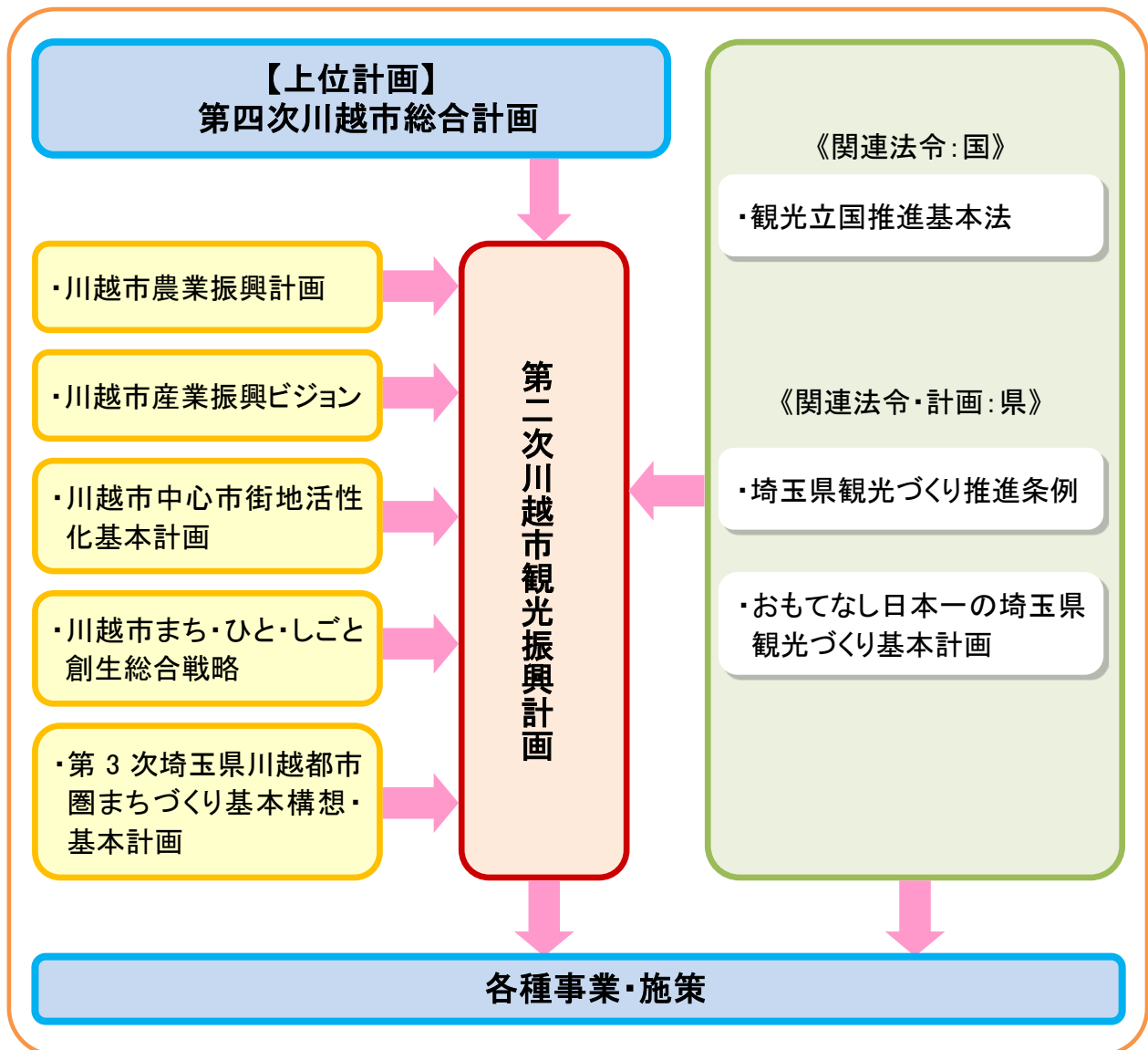
なお、計画期間内において、5年を区切りとして計画の適切な進捗管理及び社会経済情勢などの変化の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

	H18	H19	...	...	H26	H27	H28	H29	...	...	...	H36	H37
川越市 総合計画	【第三次川越市総合計画】 （平成18～27年度の10年間）						【第四次川越市総合計画】 （平成28～37年度の10年間）						
川越市 観光振興 計画	【川越市観光振興計画】 （平成19～28年度の10年間）						【第二次川越市観光振興計画】 （平成28～37年度の10年間）						

（注1）インバウンド：一般的に訪日外国人旅行を指す。

1-3. 計画の位置づけ

本市の観光振興の基本的な考え方を示すとともに、その実現に向けた具体的な施策を示す計画とします。また、上位計画である第四次川越市総合計画や関連する諸計画との整合性を図ります。



1-4. 計画の範囲

本計画の範囲は、本市が主体となって推進する施策や事業を基本としますが、国、県などの公共機関や、市民、事業者、NPO法人などの参加・支援・協力が不可欠であることから、これらの公共機関、民間、市民活動団体などが実施する施策や事業も含めています。